

外国為替証拠金取引に係るご注意

○ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様から事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請によって勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

○ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申し出ください。

<https://www.sbifxt.co.jp/inquiry/>

なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2） ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

外国為替証拠金取引
(積立 FX<つみたて外貨>) の
契約締結前交付書面

2025 年 9 月

SBI FX トレード株式会社

(金融商品取引業者) 関東財務局長(金商) 第 2635 号

加入協会 一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

外国為替証拠金取引を始めるに際しては、本書面の内容を十分にお読みのうえご理解ください。

当社では、外国為替証拠金取引として「積立 FX<つみたて外貨>」を提供しております（本書面においては、当社の提供するサービスについて説明する場合は、「積立 FX<つみたて外貨>」を名称として用います。）。

外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動によって損失が生じることがあります。外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被るリスクをとまなう取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引の目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様ご自身の責任において行うことが肝要です。

また、外国為替証拠金取引の取引内容を十分ご理解いただくために本書面のほか、「外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）約款」等の書面を交付いたします。これらの書類には、取引の仕組みやリスクなどお客様がお取引されるにあたって大変重要な内容が記載されております。熟読されたうえで、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただき、ご自身の資力と投資経験を考慮のうえ、お取引くださいますようお願い申し上げます。

目 次

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）のリスク等重要事項について	4
外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の仕組みについて.....	6
・ 取引の方法.....	6
・ 証拠金.....	9
・ 外貨売却にともなう金銭の授受.....	11
・ 手数料など諸費用について.....	11
・ 課税上の取扱い.....	11
外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の手続きについて.....	13
外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）に関する禁止行為.....	20
当社の概要について.....	23
外国為替証拠金取引に関する主要な用語.....	24

本書面は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち通貨の売買取引である外国為替証拠金取引について説明します。この書面では当社が提供する外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）に関して説明しています。

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）のリスク等 重要事項について

手数料など諸費用について

・当社で行う外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の取引手数料及び口座管理費は無料です。

外国為替証拠金取引のリスクについて

価格変動リスク

- ・通貨の価格の変動によって損失が生じることがあります。さらに、お客様の差し入れた証拠金の額に比して取引金額が大きいため、その損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。
- ・お預かりしている証拠金の額を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けておりますが、相場の急激な変動によって証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

信用リスク

- ・外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）は当社とお客様の相対取引であり、また、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として下記のカバー取引先とカバー取引を行っています。したがって、お客様は当社及びカバー取引先の業務又は財産の状況が悪化した場合には損失を被るおそれがあります。

カバー取引先及び預り金残高の管理方法について

- ・当社のカバー取引先は、SBI リクイディティ・マーケット株式会社（以下、「SBILM」といいます。）及びバークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下、バークレイズ銀行といいます。）です。（以下両社を、「カバー取引先」といいます。）また、SBILMは当社からのカバー取引に対し、欧米や国内の主要金融機関（銀行や証券など）をカウンターパーティとしてカバー取引を行っております。
- ・当社のカバー取引は、お客様の注文が約定すると同時に、マリー取引を行わずに全ての注文をシステムによる自動発注にてカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っています。
- ・カバー取引先にてカバー取引が行えない場合、お客様の取引により当社に損失が生じる場合があります。またその間の相場変動によって当社の損失が拡大することにより財務状況が変化してお客様の取引が継続できなくなるおそれがあります。
- ・お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引法の規定に基づき、株式会社三井住友銀行又は SBI クリアリング信託株式会社（以下、「信託銀行等」）へ金銭信託を行う方法によって当社の自己資金とは区分して管理しております。証拠金の区分管理必要額については、お客様から預託を受けた証拠金に、実現損益及び取引終了時点における建玉と当社が各通貨ペアに定める基準レートによって算出した損益評価額を加算した金額とし、毎営業日を計算基準日として確定した上で、追加差入れが必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して 2 営業日以内に信託銀行等に追加信託することによって区分管理必要額以上の残高を維持いたします。

その他のリスク

- ・外国為替証拠金取引（積立FX<つみたて外貨>）における為替レートは、カバー取引先の提示する為替レートに基づいて、一定の額を加減した為替レートをお客様に提示しています。為替レートの売値と買値には価格差（スプレッド）があり、マーケットの状況によってはスプレッドが広くなる可能性や意図した取引ができない場合があります。
- ・取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことによって、為替レートの提示、注文の発注、執行、確認、取消などが行えない可能性があります。
- ・マーケットの状況によっては、新規及び決済の注文又は約定が困難となる場合や当社のカバー取引先等の状況によって一時的に取引条件を変更し、又は制限が加わる場合があります。
- ・為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行なわれていない日本円を含む主要通貨の場合、高い流動性を示しています。しかしながら、主要国の祝日や市場のクローズ間際、週初など市場の状況によっては、為替レートの提示が困難になることがあります。また、ゴールデンウィークや年末年始などの休日における取引、又は普段から流動性の低い通貨での取引は、当社の通常の営業時間帯であっても為替レートの提示や注文の成立が困難となる場合があります。
- ・天災地変、戦争、テロ、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、特殊な状況下で特定の通貨の取引が困難又は不可能となる場合があります。
- ・外国為替証拠金取引（積立FX<つみたて外貨>）では、売建てしている通貨と買建てしている通貨に対し、スワップポイントの受け払いが発生します。スワップポイントは取引対象通貨の市場金利に応じて日々変動するため、スワップポイントもその影響を受け変動します。また、市場金利の動向次第では、スワップポイントが受取りから支払いに転じる可能性もあり、損失が生じるおそれがあります。
- ・「積立FX<つみたて外貨>」においては、成行注文及び2WAY注文では、お客様の注文が当社のサーバに到達した時点で受付となります。このため、お客様が注文を発注した時の為替レートと実際の約定為替レートがタイムラグによって異なる場合があります。
- ・「積立FX<つみたて外貨>」においては、50万通貨以下の外貨購入又は売却を行う場合、原則として、一定時間取引レートを固定（タイムリミット・ギャランティ方式）してご提供いたします。ただし、マーケットの状況によっては、この限りではありません。
外国為替証拠金取引（積立FX<つみたて外貨>）では、お客様が指定した為替レートと到達した時点の配信レートによっては、お客様の指定した為替レートとお客様の実際の約定為替レートが異なる場合があります。
- ・為替レートの提示が停止し、その後、停止した理由が解消した場合には、外国為替市場の実勢レートを確認した上で、為替レートの配信を再開します。再開した時点の為替レートによっては、ロスカットが生ずるおそれがあり、それにより発生する損失の額が相場の急激な変動により預り金残高を上回る損失が生じるおそれがあります。

外国為替証拠金取引（積立FX<つみたて外貨>）は、クーリング・オフの対象とはなりません

- ・外国為替証拠金取引（積立FX<つみたて外貨>）においては金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の仕組みについて

当社による「積立 FX<つみたて外貨>」は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

■ 取引の方法

a. 当社が取り扱う「積立 FX<つみたて外貨>」の取引内容は次のとおりです。

取引形態	お客様と当社の相対取引（注 1）。
営業日	営業日は、取引対象通貨ごとに、国内の金融機関の営業日及び外国の金融機関の営業日を勘案し、当社が定めた日とします。したがって、日本の金融機関の営業日とは異なる場合もあります。休日は、元日、祝日（注 2）、及び当社が定めた日とします。詳細は当社 WEB サイトをご確認ください。 原則として米国の夏時間の場合、月曜日は日本時間午前 7:00～翌午前 5:30、火曜日から金曜日は、日本時間午前 6:00～翌午前 5:30 を 1 営業日とします。米国の冬時間の場合、月曜日から金曜日の日本時間午前 7:00～翌午前 6:30 を 1 営業日とします。
取引時間 （日本時間） （注 3）	【夏時間】月曜日午前 7:00～翌午前 5:30 火曜日から金曜日 午前 6:00～翌午前 5:30 【冬時間】月曜日から金曜日 午前 7:00～翌午前 6:30 ※臨時システムメンテナンスを要する時間帯、若しくは週明け又はメンテナンス時間終了直後の時間帯にあつては、マーケットの状況やシステムメンテナンスの稼働等によって、お客様の意図した取引ができない場合があります。
メンテナンス時間 （日本時間）	【夏時間】月曜日 午前 6:30～午前 7:00 火曜日から金曜日 午前 5:30～午前 6:00 【冬時間】月曜日から金曜日 午前 6:30～午前 7:00 ※上記時間以外に臨時メンテナンスを実施する場合があります。
注文申込受付時間	定期購入に係る注文申込の期限は、当社の定める毎営業日の午前 9:30 までといたします。午前 9:30 以降に受け付けた定期購入に係る注文申込につきましては、当社の定める翌営業日の受け付けとして取扱います。お客様は、購入頻度（取引のタイミング「日次ベース（当社の定める毎営業日）、週次ベース（毎週水曜日）、月次ベース（毎月 26 日）、なお、当該日が当社の定める営業日に該当しない場合は当社の定める翌営業日」の 3 種類）を指定して注文申込を行うことによって、各購入頻度に定めた営業日の午前 9:55 に自動的に仲値で注文を発注することができます。定期購入を一時停止する場合、又は再開を希望される場合は、注文申込ごと取引画面からのお手続きをお願いいたします。 また、お客様は、お客様の任意のタイミングで注文申込を行うことで同時に売買注文を発注することができます。原則として、お客様の任意のタイミングでの注文申込の受付は、休日、取引時間外を含む 24 時間（システムメンテナンス時を除く。）承ります。ただし、売買注文の約定は、取引時間内に行ないます。（注 4）
決済方法	反対売買による差金決済（注 5）
決済日	約定日の 2 営業日後（注 5）
取引上限	原則として、定期購入に係る注文申込の場合、1 回の注文申込あたりの上限額は 100 万通貨までとなります。なお、定期購入に係る注文申込の際には、ご指定の購入頻度にかかわらず、1 カ月あたりの定期購入金額をご指定いただくため、取引頻度として日次又は週次を選択された場合は、1 回の注文あたりの取引限度額は 100 万通貨を該当月の購入回数で除した金額となりますのでご注意ください。 お客様の任意のタイミングでの注文申込の場合、1 回の注文申込あたりの取引限度額は 1,000 万通貨までを上限とさせていただきます。（注 6） また、購入及び売却の指値注文のうち、有効期間内の注文件数の上限は、1 口座あたりあわせて最大で 20 件までとさせていただきます。（注 7）

取引手数料	無料
-------	----

- (注 1) お客様は、定期購入及びお客様の任意のタイミングでの取引（購入、売却）を行うことができます。お客様が取引された内容の詳細につきましては、取引画面でご確認いただくことができます。
- (注 2) 営業日については、日本が休日であっても、海外が休日でない場合、お取引いただけることもございます。
詳細につきましては、随時、当社 WEB サイトにてお知らせいたしますので、ご確認ください。
- (注 3) ロールオーバー処理に要する時間によって、お取引開始時間が遅れる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (注 4) 原則として、取引時間外に成行注文は受け付けいたしません。
- (注 5) 決済日は約定日の原則 2 営業日後となりますが、反対売買による差金決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越すことによって、長期間建玉を維持することができます。
- (注 6) 照会画面において、お客様は購入数量と購入価格を個別（約定ごと）に確認することができますが、ポジションについては、通貨別、投資効率別の約定を 1 つにまとめた数量を合計で表示し、建値は各通貨の購入平均価格を表示します。
- (注 7) 購入及び売却の指値注文の有効期間については、「当日」、「今週末」、及び「無期限」から選択することができます。有効期間を過ぎた売買注文は過ぎた時点をもって失効します。

取扱通貨	取引単位 (注)	レートを表示方法	呼値の単位
米ドル/円	0.01 米ドル単位	1 米ドルあたりの円	0.01 円
英ポンド/円	0.01 英ポンド単位	1 英ポンドあたりの円	0.01 円
豪ドル/円	0.01 豪ドル単位	1 豪ドルあたりの円	0.01 円
NZ ドル/円	0.01NZ ドル単位	1NZ ドルあたりの円	0.01 円
カナダドル/円	0.01 カナダドル単位	1 カナダドルあたりの円	0.01 円
中国人民元 (C NH) /円	0.01 中国人民元単位	1 中国人民元あたりの円	0.01 円
南アフリカランド/円	0.01 南アフリカランド単位	1 南アフリカランドあたりの円	0.01 円
トルコリラ/円	0.01 トルコリラ単位	1 トルコリラあたりの円	0.01 円
香港ドル/円	0.01 香港ドル単位	1 香港ドルあたりの円	0.01 円
メキシコペソ/円	0.01 メキシコペソ単位	1 メキシコペソあたりの円	0.01 円

- (注) 注文申込における最低取引単位は、すべての取扱通貨について 1 通貨単位とさせていただきます。
また、注文申込の際にご指定いただく購入価格については、通貨単位にて指定される場合は 1 通貨単位ごと、円単位にて指定される場合は 1 円単位ごととさせていただきます。また、注文申込の際にご指定いただく売却価格については、1 通貨単位ごととさせていただきます、円単位での指定はできません。
定期購入に係る注文申込の際には、ご指定の購入頻度にかかわらず、1 カ月あたりの定期購入金額をご指定いただきます。

b. 当社は、カバー取引先がインターバンク市場の実勢外国為替レートに基づいて提示して

いる為替レート(以下、「カバー取引為替レート」といいます。)に一定の額を加減した為替レートをお客様に提示しています。

外貨購入又は外貨売却を行う場合、50 万通貨を超過する注文と 50 万通貨以下の注文とでは、レートの提示方法が異なりますのでご注意ください。50 万通貨以下の注文を行う場合では、原則として、一定時間取引レートを固定(タイムリミット・ギャランティ方式)して提供いたします。ただし、マーケットの状況によっては、この限りではありません。

なお、取引為替レートは常に売値と買値を同時に提示する「2WAY 方式」を採用しており、売値と買値は同じではなく価格差(スプレッド)があります。

取引システム、金融商品取引業者、及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないこと、主要国の祝日や、市場のクローズ間際、週初などマーケットの流動性が低下した状況、また、天災地変、戦争、テロ、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖などの特殊な状況下等の事由が発生した場合等において、当社若しくはカバー取引先が市場の実勢レートでの為替レートの提示が困難と判断した場合には、為替レートの提示を停止することがあり、その間、お客さまは取引ができなくなるおそれがあります。また、停止したレートの配信再開は、上記為替レートの配信を停止した事由が解消し、市場の実勢レートでの為替レートの配信が可能と当社及びカバー取引先が判断した場合に行うものとします。

- c. 決済方法は、反対売買による差金決済となります。
- d. 反対売買による差金決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。
- e. ロールオーバーとは未決済建玉の決済日を翌営業日に繰り延べる処理のことで、決済日の前営業日に翌々営業日(決済日の翌営業日)に決済日を繰り延べます。「積立 FX<つみたて外貨>」においては、反対売買がなされない限り、決済日を 1 営業日ずつ繰り延べますので、長期間建玉を維持することができます。ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイント(詳しくは、「決済にともなう金銭の授受」の「(2)スワップポイント」をご参照ください。)を当社との間で授受します。ロールオーバーによって発生したスワップポイントは、ロールオーバー後、即座に円時価評価額に反映されます。なお、ロールオーバーは原則として日本時間午前 6:30 以降(米国夏時間の場合は午前 5:30 以降)に自動的に行ないます。
- f. お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済することがあります。(以下、「ロスカット・ルール」といいます。詳しくは、「証拠金」の「(8)ロスカットの取扱い」をご参照ください。)。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカット・ルールが設定されている場合であっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- g. 決済日が日本、その他外国為替市場の休業日にあたる場合には、日本、その他外国為替市場に共通する翌営業日とします。

<取引レバレッジ> (投資効率)

レバレッジは、1 倍、2 倍、3 倍の 3 種類(一部通貨では 3 倍の選択はできません。)からお客様が任意に投資効率を選択することができます。

[注]取引レバレッジの上限は、金融商品取引法、その他関係法令諸規則等の改正、又は相場

の変動等によって変更する場合があります。

■ 証拠金

(1) 取引必要証拠金

購入平均価格に通貨の数量(新規注文については、購入予定価格に購入予定の通貨の数量)を乗じ、投資効率で除して算出した金額。

※取引必要証拠金は、有価証券による代用はできません。

(2) 取引必要証拠金不足時のお取り扱い

新規注文の発注時に取引必要証拠金(複数の注文の指示がある場合は、その合計額)が不足し、お客様の注文を受け付けることができない場合、外貨購入指値注文は取消され、定期購入に係る注文の受付を一時停止いたします。定期購入に係る注文の再開を希望される場合は、取引画面から「再開」のお手続きをお願いします。

(3) 証拠金の差入れ

新規に取引を行う前に必要な証拠金(日本円に限ります)を当社の指定金融機関口座(SBI クリアリング信託株式会社名義の金融機関口座を含む。)に振込送金する方法によって証拠金の入金を行うものとします。「積立FX<つみたて外貨>」は、当社が当該口座への証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引することができます。証拠金の入出金は、金融機関等によって時間が掛かる場合があります、これに起因するお客様の損害について当社は一切の責任を負いません。

クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず反映までに2営業日程度時間を要する場合があります。

自動入金サービスにつきましては、別に定める「自動入金サービス約款」の内容をご確認の上、ご利用ください。

不測の状況に備えて証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。

(4) 不足金額の差入れ

お預かりしている預り金残高を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けています。しかし、相場の急激な変動等によって損失が預り金残高の額を超える場合があります。決済の結果損失が発生し、預り金残高から充当できない場合は、不足金額を翌営業日午後3:15までにご入金していただきます。ご入金いただけない場合は、遅延損害金をいただきます(年利14.6%)。

(5) 証拠金の引出し

お客様は出金可能金額の範囲内で証拠金を銀行口座へ出金、又はFX取引口座もしくは暗号資産CFD口座へ証拠金を振り替えることができます(FX取引口座において資産評価額がマイナス残高の場合は、銀行口座への出金はお取扱いできません。)。出金又は証拠金の振替の依頼は、取引時間外及び休日を含む24時間(ただし、システムのメンテナンス時を除きます)、取引画面にて指定する方法によって行っていただきます。なお、出金可能金額は取引画面からご確認ください。

(6) 証拠金規制(レバレッジ規制)の判定

原則として取引終了時点で証拠金規制の判定を行います。

外貨建玉残高を円時価評価額(お客様から預託を受けた証拠金に実現損益及び取引終了時点における損益評価額(建玉の評価は当社が各取扱通貨の数量ごとに定めたレートに基づ

く。)を加え、出金依頼額を減じた額)で除した値を実効レバレッジといい、この実効レバレッジが 25 倍を超えた場合には、超過分を不足額(追加証拠金)として充当していただきます。

不足額(追加証拠金)充当の期限は、翌営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 30 分前までとなります。不足額が充当されない場合は、お客様が保有するすべての建玉を強制決済させていただきます。

※不足額(追加証拠金)の充当については、原則として翌営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 30 分前までに不足額を「積立 FX<つみたて外貨>取引口座」にご入金をいただくか、未決済建玉の全部若しくは一部を決済していただき不足額を解消していただく必要がございます。

※相場の好転による不足額(追加証拠金)の充当は認められません。

※証拠金規制に抵触している場合には、取引画面上にその旨を表示いたしますので、常時取引画面にて口座状況をご確認ください。

※国内が非営業日の場合でも、お取引が可能な日については、前営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 30 分前に不足額(追加証拠金)の充当状況を確認させていただきます。また、前営業日の取引終了時間に証拠金規制の判定も行います。

(7) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いによって発生する評価損益及び建玉のロールオーバーにともない発生するスワップポイントは、円時価評価額に加減算されます。

(8) ロスカットの取扱い

a) ロスカット

預り金残高を超える損失の発生を未然に防ぐため、お客様の建玉を下表に従い反対売買を行ない決済します。

ロスカット方式	ロスカット水準	ロスカット対象	ロスカット判定
口座全体	証拠金維持率が 30%を下回った場合	すべての建玉	原則として 1 分間隔

ただし、相場の状況によって、ロスカット水準に達した場合でも即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されることがあります。上記の場合であっても、相場の急激な変動によって、預り金残高を超える損失が発生する可能性があります。また、システム障害が発生した場合、取引者数や取引数量が一時的に増加した場合、あるいは、その他何らかの理由によりシステムの負荷が上昇した場合等においては、ロスカット判定の間隔が、上記に定めた判定間隔を超えてしまう可能性があります。

b) アラーム通知

証拠金維持率が 50%及び 35%を下回った時点で、アラーム通知を行ないます。

c) 外貨購入指値注文の自動取消と定期購入に係る注文の受付の一時停止

- ・口座全体の証拠金維持率が 100%を下回った場合、外貨購入指値注文は取消され、定期購入に係る注文の受付を一時停止いたします。
- ・建玉保有の有無にかかわらず、未約定の外貨購入指値注文が指定した価格に到達した時点で口座全体の証拠金維持率が 100%を下回った場合、すべての未約定の外貨購入指値

注文は取消され定期購入に係る注文の受付を一時停止いたします。

- ・定期購入の再開を希望される場合は、取引画面から「再開」のお手続きをお願いいたします。

(9) 小数点の取扱い

購入平均価格、評価損益及び確定損益の小数点につきましては、小数点第4位まで計算いたします（小数点下5桁目は切り捨て致します）。なお、建玉している間のスワップ損益は小数点第6位まで計算されて保持されますが、決済にともなう金銭の授受は小数点第4位まで計算した結果にて行います（小数点下5桁目は切り捨て致します）。円時価評価額から出金する際は、端数まで含めた金額を送金できませんので、出金金額は、1円以上となります。なお、お客様の出金後の円時価評価額が、1円未満となった場合、当社において円時価評価額を0円として処理することができるものとします。

■ 外貨売却にともなう金銭の授受

(1) 売却方法

建玉は反対売買による差金決済となります。

注文時は注文内容を必ず確認してください。当該注文が約定した時点で、即時に預り金残高が増減いたします。

差金決済にともなう当社とお客様との間の金銭の授受は、次の計算式によって算出した金銭を授受します。

【各通貨/円貨の場合】 約定価格差(注1) × 数量

(注1) 約定価格差とは、反対売買による差金決済に係る売却価格と当該反対売買による差金決済の対象となった時点の購入平均価格との差をいいます。

(2) スワップポイント

「米ドル/円」の米ドルと日本円のように、異なる2通貨間の金利差によって生じる差損益です。原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります。例えば、2023年4月現在では米ドル金利の方が円金利より高くなっておりますので、米ドル買いの建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取ることであります。ただし、インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあり、スワップポイントの支払いによって損失が発生する可能性があります。

お客様が受け取る又は支払うこととなる1日分のスワップポイントは、当社のカバー取引先との間で受け払いを行う1日分のスワップポイントを参考に金額を提示しています。

■ 手数料など諸費用について

原則、取引手数料及び口座管理費は無料です。ただし、当社が提供するその他の付随サービスをご利用いただく場合は、この限りではありません。

■ 課税上の取扱い

個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）につきましては、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税×2.1%（注）、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算できます。また、通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

（注）復興特別所得税は、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税の額に

- 2.1%を乗じた金額（利益に対して0.315%）が、追加的に課税されるものです。
- ※金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替保証金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、個人番号、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。
- ※税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる可能性があります。
- ※詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の手続きについて

お客様が当社と外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

当社はお取引の手段として、オンライン取引サービス（以下、「本サービス」といいます。）をご提供いたします。売買注文・出金指示等、お取引のすべてはお客様ご自身によって行っていただきます。（注）

「外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）」は、取引時間外及び休日を含む 24 時間ご利用いただくことができます。ただし、取引時間外に当社の所有する通信回線又はシステム機器のメンテナンス等を行う場合には本サービスを停止することがあります。

（注）「本サービス」を除く他の手段（電話、E メール、FAX 等）によって売買注文のご依頼をいただきましても、事故の発生を未然に防ぐため等の理由によって当社では執行いたしません。お客様にとっては大変ご不便かと存じますが、ご理解ください。

(1) 口座開設基準

①当社で外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）口座を開設されるには、下記の条件が必要となり、かつ当社が行う審査に通過したお客様につきましてのみ口座開設に応じます。

（個人のお客様）

- ・年齢満 18 歳以上 80 歳以下（注）で行為能力を有すること。
- ・当社から常時連絡がとれること。
- ・外国為替証拠金取引のルール、リスク、商品性格、「外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の契約締結前交付書面」（本書面）及び「外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）約款」（以下、「約款」といいます。）を十分に理解されていること。
- ・十分な金融資産及び知識があること。
- ・金融先物取引業務に従事されていないこと。
- ・その他当社が定める基準を満たすこと。

（法人のお客様）

- ・日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。
- ・代表者及び取引担当者が国内に居住する個人であること。
- ・当社から常時連絡がとれること。
- ・外国為替証拠金取引のルール、リスク、商品性格、本書面及び約款を十分に理解されていること。
- ・十分な金融資産があること。
- ・代表者又は取引担当者において十分な投資経験及び知識があること。
- ・その他当社が定める基準を満たすこと。

②お客様は、当社の WEB サイトから必要な事項を記入の上、当社が指定する本人確認書類を電子的に送付（本人確認書類等を画像化して電子メールに添付又は WEB サイト上でアップロード）又は郵送して口座開設していただきます。

③お客様は、当社が推奨する本サービスを利用するのに必要な通信機器、その他のシステム機器及び通信手段等（当社 WEB サイトにて掲載しています）をお客様ご自身によって用意していただく必要がございます。パソコン以外（スマートフォン、携帯電話等）は、お客様が利用できるサービスに制約が出る場合がございます。

④ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること（個人口座と法人口座の兼用、又は第三者と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。

お客様の投資経験、知識、資力等を考慮し、場合によっては、外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）口座の開設に応じることができないこともあります。その際の審査結果の事由につきましては、一切開示しておりませんのであらかじめご了承ください。

(2) 口座開設までの流れ

- ①当社の外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）は、当社が行う審査に通過したお客様のみご利用いただけます。
- ②電子的に交付される本書面及び約款をよくお読みください。
- ③本書面及び約款を理解したうえで、外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）口座開設申込画面に表示されます外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）についての確認文言をご確認いただき、外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）口座の申込を行ってください。
- ④口座開設基準を満たした場合、当社からお客様に対しログイン ID、パスワード設定 URL・QR コードを記載した書面を発行し、メール又は転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）によって通知します。
- ⑤銀行口座等から必要な証拠金をご入金ください。ご入金が完了後、お取引が可能となります。

ログイン ID 及びパスワードは、常にお客様ご本人が使用し、お客様ご自身で管理してください。お客様のログイン ID 及びパスワードが第三者に使用され取引が行なわれたときなど、入力されたログイン ID 及びパスワードと当社に登録されているログイン ID 及びパスワードの一致を確認して行われた取引については、いかなる場合であっても、その結果生じた一切の損害について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き当社は責任を負いません。

(3) (取引名義及び本人確認)

- ①お客様は、本サービスの利用に際しては、本人確認書類／登記事項証明書等に記載の住所又は所在地、及び氏名又は商号若しくは名称（以下、「本人特定事項等」といいます。法人のお客様については、取引担当者の本人特定事項等を含みます。）を使用していただく必要があります。本人特定事項等に変更があった場合には、当社にお届ください。当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めるところに基づいて本人確認を行います。お客様のご本人確認のため、お客様の住所宛に転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）でログイン ID、パスワード設定 URL・QR コードを記載した書面を送付いたします。
- ②お客様は、預り金残高を出金するための銀行口座等をあらかじめ当社に対し届け出る必要があります。お届けいただく銀行口座等は本人名義に限られ、当社は本人名義であることを確認した上で、出金手続きを行います。
- ③本人特定事項等を含む各種お届出事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によって、変更手続きを行ってください。氏名や住所の変更など一定の場合には、当社は犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めに従い、所定の確認を行います。なお、お客様が当該手続きを行わなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
- ④お客様が前項の手続きを行わないなど、お客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の本人特定事項等が不明となり、又は連絡不能となった場合、当社は住所確認等の必要な手続きを行う場合があります。この場合、当社の定めるところにより、手数料を徴収することがあります。

(4) 注文申込の指示事項

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の注文申込をする場合、当社の注文受付時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- ① 注文する通貨
- ② 購入又は売却の別
- ③ 注文数量
- ④ 売買注文の種類（執行条件、価格）
- ⑤ 注文の有効期間（定期購入申込の場合は不要）
- ⑥ その他お客様の指示によることとされている事項

(5) 売買注文の種類

・「執行条件」には以下の方法があります。

a) 成行注文

約定する為替レートを指定しない注文であり、注文数量が 50 万通貨以下の場合は、原則として、一定時間（5 秒間）固定された取引レートで約定します（タイムリミット・ギャランティ方式）。ただし、マーケットの状況によってはこの限りではなく、注文数量が 50 万通貨を超過する場合と同様となる場合があります。また、許容スリッページ幅は 0.03 円固定となります。

注文数量が 50 万通貨を超過する場合は、当該注文が当社のサーバに到達した時点の取引レートで約定します。

また、注文数量にかかわらず、スリッページ幅が次に掲げる状況となった場合は、注文が失効又は約定します。

※売注文： 注文発注後にスリッページ幅を超えて下落した場合、注文は失効します。

また、当社のサーバに到達した時点でスリッページ幅を超えて上昇した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。

※買注文： 注文発注後にスリッページ幅を超えて上昇した場合、注文は失効します。

また、当社のサーバに到達した時点でスリッページ幅を超えて下落した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。

b) 指値注文

約定する為替レートを指示する注文方法で、買付けなら指示した為替レート以下、売付けなら指示した為替レート以上になった時点で約定することを希望する注文です。

この場合、週明けあるいはメンテナンス時間終了直後は、お客様が指定されたレートより有利なレートで約定することがあります。また、指値注文は取引レートよりも 50% を超えて乖離した為替レートを指示した場合にはエラーとなります。

(6) 注文の有効期間

売買注文（新規注文、反対売買）の有効期間は、成行注文及び決済値幅指定を利用しない 2WAY 注文を除き、「当日」、「今週末」、及び「無期限」から選択することができます。有効期間を過ぎた売買注文は過ぎた時点をもって失効します。

(7) 注文の受付・制限・変更・取消

a) 注文の受付

お客様が本サービスを利用して注文する時は、注文内容を入力後、その内容を確認の上送信し、当該内容を当社が受信した時点で受け付けたものとします。

お客様が行った売買注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合や当社が不適当と判断した場合には、一部又は全部の注文の執行を行わないこともあ

ります。

お客様の入力ミス等の事由によってお客様の意思に反して約定した場合であっても、当社は責任を負いません。

b) 新規注文の制限

お客様が新規注文を発注する時点において、未約定の新規注文件数と建玉件数の合計件数が 2,000 件に達している場合、新規注文を受け付けません。

c) 注文の変更・取消

お客様が本サービスを利用して行った売買注文については、成立前の注文に限り、変更又は取消を行うことができます。

回線障害又は通信環境の変化に起因して変更・取消処理が完了しないことによって生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き当社は責任を負いません。

d) 注文受付の停止

お客様が、当社が約款及び本書面等の重要書類を改正等により再交付した際、その内容について、当社が指定する期日までに確認の上、承諾をいただけない場合、定期購入、外貨購入、外貨購入指値の受付を停止し、申込済の定期購入は期日後、最初の購入日に購入を停止します。

(8) 購入

お客様は、「注文申込」を行うことで、定期的又はお客様の任意のタイミングで外貨を購入する取引を行うことができます。

「注文申込」の申込履歴・約定履歴の参照等は、「積立 FX<つみたて外貨>」の取引画面から行うことができます。

(9) スワップポイントの再投資・分配

お客様は、スワップポイント利用設定を行うことで、「貯める、再投資、分配」を選択することができます。

a) 貯める

建玉の反対売買時にスワップポイントの受払いをいたします。

b) 再投資（初期設定）

原則、毎営業日の午前 9：55 の仲値で取引レバレッジ（投資効率）を考慮し追加購入の可否を判断いたします。

条件	スワップポイントの取扱い	購入
0.01 単位で購入可能なスワップポイント残高あり	スワップポイントを預り金残高に振替えて、リセット（0.0000 円）といたします。	振替えた金額を 0.01 単位で可能な限り、スワップ毎の通貨を購入いたします（※）。購入できなかった端数の金額は預り金残高に据え置きます。
0.01 単位で購入可能なスワップポイント残高なし	スワップポイントの振替えは行いません。	—

c) 分配

原則、毎月第 1 土曜日の取引終了時点でスワップポイント付与後にスワップポイントの

出金の可否を判断いたします。

条件	スワップポイントの取扱い	出金
スワップポイント合計額が 10,000 円以上	スワップポイントを預り金 残高に振替えて、リセット (0.0000 円) といたします。	振替えた金額を 1 円単位で、 原則として翌銀行営業日に 登録された金融機関へ振込 いたします (※)。振込でき なかった端数の金額は預り 金残高に据え置きます。
スワップポイント合計額が 10,000 円未満	スワップポイントの振替え は行いません。	—

※スワップポイントの再投資及び分配は、買付余力・出金可能額の範囲内で行うものであり、再投資後又は分配後の証拠金維持率(詳しくは、「証拠金」の「(6) 証拠金規制 (レバレッジ規制) の判定」をご参照ください。)にはご注意ください。

(10) 売買成立の確認

お客様は売買注文の成立又は不成立等を取引画面にて確認していただきます。

(11) 証拠金の差入れ

外国為替証拠金取引(積立 FX<つみたて外貨>)の注文申込をする場合は、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。(詳しくは、「証拠金」をご参照ください。)

(12) 差金決済による建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、取引数量分が建玉から減少します。お客様が指定した数量の建玉について決済時点の購入平均価格を建値として決済します。

(13) 約定訂正等

お客様の注文の約定は、8 ページ b. に記載している方法により生成した価格により行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信など本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消しをさせていただく場合があります。

その場合、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします(連絡方法は、取引画面、電子メール、WEB サイト、電話等、状況により異なります)。

(14) 手数料等諸費用

原則、取引手数料及び口座管理費は、無料です。ただし、当社が提供するその他の付随サービスをご利用いただく場合は、この限りではありません。

(15) 取引結果、建玉、預り金残高等の報告

当社は、取引の都度、取引状況が記載されたもの(「取引報告書(兼)証拠金受領報告書(兼)取引残高報告書」)、ならびに 1 ヶ月間の入出金の各合計額、当該期間終了時点の未決済建玉及び証拠金の状況が記載されたもの(「月次取引残高報告書」)を作成し、お客様に電子的に通知いたします。(以下「電子交付サービス」といいます。)

内容をご確認され、「取引報告書(兼)証拠金受領報告書(兼)取引残高報告書」等の記載内容に疑義がある場合は、速やかに当社までお申し出ください。また、重要と思われるものは印刷して保管されることをお勧めします。

a) 「電子交付サービス」の種類

当社の WEB サイト内の認証が必要となるお客様サイトに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法

b)「電子交付サービス」の方式

「電子交付サービス」をご利用いただくには、当社推奨のブラウザ（パソコン用）が必要となります。詳細は、当社 WEB サイトをご確認ください。

c) 書面の閲覧

システムメンテナンス時間等を除き、当社約款及び本書面は、当社 WEB サイト上で閲覧できます。

d) ご通知の時期

お取引及び証拠金の入出金に係るご通知については、翌営業日までに月間のお取引等に係るご通知については、毎月第 3 営業日までに当社 WEB サイト内の報告書閲覧画面へ記録します。ゴールデンウィークや年末年始は、この限りではありません。

e) その他

電子交付をご利用いただいている場合でも、電子交付に係る法令の変更や監督官庁の指示、その他必要な状況が発生した際には、当社が書面の電子交付に代えて、既に電子交付した書面を含めて、紙（郵送）による交付を行うことがございます。

通信回線、通信機器、コンピューターシステム機器の障害などによる情報伝達の遅延、不能、誤作動等、又は受領した情報の誤謬等には、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き一切の責任を負いかねます。

(16) 総取引限度額

総取引限度額は無制限とします。ただし、当社の定めに従って、一部のお客様につきましては、総取引限度額の制限を行います。総取引限度額は、既存建玉及び新規建玉を前営業日の取引終了時のレートをを用いて算出いたします。

(17) 注文発注時のご注意事項

以下の注文を検知した場合、一時的に取引条件の変更、又は制限を加えさせていただきます。

a) 端末機器、接続回線、又はプログラムの改変等を施して発注された注文及び当社がサーバ上で提供する取引システム以外のツール等を使用して発注された疑いのある注文。

b) 短時間に、頻繁に行われる注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステム若しくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。

c) 自動売買プログラム等を使用していると推定される注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステム若しくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。

d) その他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす又はその可能性がある注文。

e) お客様からの注文や取引等が同調的になっていると当社が判断した場合。

(18) お客様の禁止行為

a) 債権の譲渡・質入れ

お客様が当社に対して有する外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）にかかる債権は、第三者に対して譲渡、質入れ、担保設定、名義変更、その他一切の処分はできません。

b) 口座の貸借

お客様の名義をもって、第三者に外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）口座の開設及び取引をさせてはいけません。

(19) 口座の解約

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の口座を解約する場合は、以下よりお申し出ください。

<https://www.sbifxt.co.jp/inquiry/index.html#kaiyaku>

(20) 通知の方法

当社からお客様への通知は、原則としてインターネットを利用し、当社の取引画面、電子メール、WEB サイトにて発信させていただきます。ただし、当社が必要と判断する場合は、書面、電子メール、又は電話等の方法によって通知する場合があります。

(21) 約款、本書面等、外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の内容に関して約款、本書面等、外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の内容については、お客様に事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、(20)の方法にてお客様に通知を行います。

(22) 動作環境と使用機器

取引ツールの動作環境等につきましては、当社 WEB サイトをご参照ください。

また、操作方法等の詳細につきましても、当社 WEB サイト内の各操作マニュアルをご参照ください。

(23) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社にご照会ください。外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

外国為替証拠金取引（積立FX<つみたて外貨>）に関する 禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法によって、お客様を相手方とした外国為替証拠金取引、又はお客様のために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されております。

- a. 外国為替証拠金取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘をする行為
- e. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生じることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

- j. 本書面の交付に際し、本書面の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生じさせる表示をする行為
- l. 外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。)
- m. 外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用すること、その他不正の手段により取得する行為
- p. 外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として外国為替証拠金取引をする行為
- s. 外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- t. 外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。v. において同じ。)につき、新規取引を行う際に、個人のお客様においては、預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が想定元本の4%を乗じた額に不足する場合に、法人のお客様において

は、預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本に金先協会が毎週発表する各通貨ペアごとの為替リスク想定比率を乗じた額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻において、個人のお客様においては、預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本の4%を乗じた額に不足する場合に、法人のお客様においては、預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本に金先協会が毎週発表する各通貨ペアごとの為替リスク想定比率を乗じた額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

当社の概要について

商号等	S B I F Xトレード株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2635 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加入協会	一般社団法人 金融先物取引業協会 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00（祝日等を除く。）
資本金	4 億 8000 万円(2025 年 3 月 31 日現在)
主な事業	金融商品取引業（店頭外国為替証拠金取引、店頭暗号資産証拠金取引）
設立年月	2011 年 11 月
連絡先	お問い合わせからご連絡ください。 https://www.sbifxt.co.jp/inquiry/

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

外国為替証拠金取引に関する主要な用語

①本書面及び当社外国為替証拠金取引における用語の定義は以下のとおりです。

・**相対取引**

売り手と買い手が1対1で取引すること。外国為替証拠金取引は、当社とお客様の相対取引です。

・**インターバンクレート**

インターバンク市場における為替直物(スポット)取引の為替レート。

・**建玉 (ポジション)**

新規に売買約定されて、まだ決済をしていない約定のことをいいます。

・**売建玉 (売りポジション)**

売付取引のうち、決済が終了していないもの。

・**売値 (Ask、オファー)**

当社がお客様に提示する売値。お客様が買付けを行なう際の参考値です。

・**外国為替市場**

外国為替の売買が行われる場。外国為替の売買には取引所が存在せず、取引を行う当事者同士が電話などで直接売買するため、それらを総称して外国為替市場と呼ばれます。

・**買建玉 (買いポジション)**

買付取引のうち、決済が終了していないもの。

・**買値 (Bid)**

当社がお客様に提示する買値。お客様が売付けを行なう際の参考値です。

・**買戻し**

売建玉を手仕舞う(売建玉を減じる)ために行う買付取引。

・**仲値**

売値(Ask)と買値(Bid)との中心値。

・**カバー取引**

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う外国為替取引のこと。

・**カバー取引先**

当社のカバー取引先は、SBILM、及びバークレイズ銀行です。

・**為替直物取引 (スポット)**

約定日の2営業日後を決済日として、外貨とその対価となる通貨の受渡しを行う取引。

・金融商品取引業者

外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者のこと。

・決済日

決済を行う日。外国為替証拠金取引では、約定日の通常2営業日後が決済日です。

・差金決済

外貨とその対価となる通貨の交換を行わずに、取引の結果生じた差損益金(=差金)を受け払いすることで清算する決済方法。外国為替証拠金取引では、反対売買を行い、外貨の受け払いを建玉によるものと反対売買によるものとで相殺する一方、建玉と反対売買の間に発生した差損益金を受け払います。

・指値注文

価格の限度(売りであれば最低値段、買いであれば最高値段)を示して行う注文のこと。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

・預り金残高

お客様が当社の外国為替証拠金取引口座に預託している金銭の残高をいいます。

・円時価評価額

預り金残高に損益評価額を加え、出金依頼額を減額したもの。

・スリッページ

注文を行ったときの値段と約定したときの値段とのズレ幅。

・スワップポイント

ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額。外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。

・損益評価額

未決済建玉に係る評価損益の額とロールオーバーによって発生したスワップポイントの額を合計したもの。

・買付余力

円時価評価額から取引必要証拠金を減じた額。

・2WAY 方式

売値と買値の取引レートを同時に提示する方法。なお、買値と売値は同じではなく差があります。

・デイ・トレード

新規建玉と反対売買を同一営業日に行うこと。

・デリバティブ取引

その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

・店頭デリバティブ取引

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引のこと。例、店頭外国為替証拠金取引、店頭外国為替オプション取引、店頭 CFD 取引など。

・転売

買建玉を決済すること。

・特定投資家

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等のこと。

・取引必要証拠金

購入平均価格に通貨の数量（新規注文については、購入予定価格に購入予定の通貨の数量）を乗じ、投資効率で除して算出した金額。

・値洗い

市場価格の変化にともない、円時価評価額を計算する作業。

・必要証拠金

当社が別途定めた各通貨ペアの 1 通貨単位あたりの必要な証拠金。

・ファーストイン・ファーストアウト (First In・First Out)

「先入れ・先出し」という意味で、建玉を決済する順番を表します。最も古い建玉から選択し決済を行います。

・米国夏時間

米国夏時間の期間は 3 月第 2 日曜日から 11 月第 1 日曜日の前日まで。

・米国冬時間

米国冬時間の期間は 11 月第 1 日曜日から 3 月第 2 日曜日の前日まで。

・ヘッジ取引

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

・証拠金維持率

円時価評価額を未決済建玉に係る取引必要証拠金で除した割合。

・呼値

取引レートにおける値動きの最小単位。

・両建て

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時にもつこと。

・レバレッジ

少額の資金で大きな金額の取引をすること（レバの原理）。例えば、10 万円の証拠金で 100 万円相当額の外貨を売買した場合、証拠金に対して 10 倍に相当する資金を運用しているため、10 倍のレバレッジをかけていることになります。

・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

・ロールオーバー

建玉の決済日の前営業日に、建玉を翌々営業日（＝決済日の翌営業日）を決済日とする建玉に繰延べる処理。繰延べた 1 日分の金利差から計算されるスワップポイントの受け払いが発生します。ただし、土日や各国の休日等により決済日を数日繰延べる場合もあります。

②「積立 FX<つみたて外貨>」において特有な用語の定義については以下のとおりです。

・注文申込

注文を発注する際の条件を設定する手続きのこと。注文申込において設定された条件に基づいて自動的に注文が発注されます。

・コース

通貨の購入単位の指定方法のこと。定量（一定の通貨単位の外貨）又は定額（一定の円貨）を選択することが可能。

・投資効率

購入時に設定する倍率のこと。

・購入頻度

定期購入を行う際の発注頻度。毎日、毎週、毎月の 3 種類から選択することが可能。

・定期購入

注文申込において設定された購入頻度に基づき、自動的に購入すること。

・外貨購入

指定した数量の外貨を買い付けること。

・外貨購入指値

指定した数量の外貨を指定した値段で買い付けること。

・購入平均価格

購入した通貨の数量と購入価格の加重平均で算出した価格。

・売却

指定した数量の通貨を売り付けること。

・外貨売却

指定した数量の外貨を売却すること。

- ・外貨売却指値

指定した数量の外貨を指定した値段で売却すること。

- ・購入残高（外貨）

購入した通貨の数量の合計。

- ・購入残高（円換算）

購入残高（外貨）を購入時の為替レートで円貨換算した金額。

以上

(2025 年 9 月)